

令和4年9月30日

令和4年台風第15号による被害に係る 普通交付税(11月定例交付分)の繰上げ交付

総務省は、令和4年台風第15号により多大な被害を受けた地方公共団体に対し、地方交付税法第16条第2項の規定に基づき、11月に定例交付すべき普通交付税の一部を繰り上げて交付することとしました。

1 対象団体

静岡県静岡市、浜松市、磐田市、藤枝市、袋井市、牧之原市、森町

2 繰上げ交付額

静岡県	静岡市	1,837百万円
	浜松市	2,159百万円
	磐田市	538百万円
	藤枝市	299百万円
	袋井市	243百万円
	牧之原市	256百万円
	森町	163百万円
	合計	5,495百万円

3 日程

令和4年9月30日(金) 交付決定

令和4年10月4日(火) 現金交付

<参考>

- ・ 普通交付税の定例の交付時期は、4月、6月、9月及び11月(地方交付税法第16条第1項)
- ・ 普通交付税の繰上げ交付は、災害により多大な被害を受けた地方公共団体における資金繰りを円滑にするために、定例の交付時期を繰り上げて交付するもの
- ・ 11月定例交付額の30%を交付

自治財政局財政課 中谷、西林、小幡
TEL 03-5253-5111(代表)
TEL 03-5253-5612(直通)
FAX 03-5253-5615